

令和6年1月25日開会

第761回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第 1 号 令和 5 年度むつ市一般会計補正予算案（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 むつ市議会第 2 5 8 回定例会報告（総務課）

報告第 2 号 令和 5 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（総務課）

報告第 3 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（道路復旧）の終了報告について（生涯学習課）

報告第 4 号 市指定天然記念物銀杏木の大イチョウの現状変更（剪定）終了報告について（生涯学習課）

報告第 5 号 令和 5 年度青森県学習状況調査結果報告（学校教育課）

報告第 6 号 学力向上アクションプラン（案）について（学校教育課）

< その他 >

議案第1号

令和5年度むつ市一般会計補正予算案

令和5年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年1月25日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

燃料費単価の高騰により、既決予算における需用費について不足となる見込みであることから、補正予算案を作成したものである。

令和5年度むつ市一般会計補正予算案（教育委員会総務課分）

1 概要

燃料費単価の高騰により、需用費に不足が生じるため追加要求するものである。

2 補正予算案

小学校管理費 129,219千円→138,930千円（補正後）

内訳

需用費 電気料 70,000千円→79,711千円

補正額 9,711千円

むつ市議会第258回定例会報告

会期：11月28日（火）～12月21日（木）

1. 一般質問 12月6日（水）～12月11日（月）

質問者 15番 井田茂樹 議員

質問事項：2. 民俗芸能や伝統文化を絶やさないための取組について

- (1) 民俗芸能や伝統文化を絶やさないための具体的な市の取組方針及び内容について伺う
- (2) むつ商工会議所からの伝統行事への参加しやすい環境づくりに関する要望をどう受け止めて行動するのか

質問の要点：①市で行っている伝統行事を運営する団体に対する支援の内容について

②むつ商工会議所からの要望に対する市の対応について

質問事項：4. 部活動の地域移行について

- (1) 活動場所はどのように確保されるのか
- (2) 夜間照明を整備し、活動時間を確保できないのか

質問の要点：①活動場所の確保の対策はしているか。

②学校グラウンドの照明及びむつ運動公園陸上競技場の照明を設置して欲しい。

【答弁概略】

2. 民俗芸能や伝統文化を絶やさないための取組について

①市で行っている伝統行事団体に対する支援の内容について

活動の際における担い手の継承等にかかる助成事業等の情報提供や、申請に係る書類の作成等について助言や資料作成等の支援をさせていただきます。

（再質問）民俗芸能継承問題についての市長のご所見は

私もさまざまなお祭りや奥内歌舞伎に参加し、状況を理解しております。お祭りや伝統文化に携わることを通じて、むつ市に居たい、戻りたい、住み続けたい、という強い思いを抱く多くの市民と出会いました。伝統行事や祭りの継承の重要性を認識しており、現在は条例制定に向けた準備を進めており、参加しやすい環境や人材確保、資金調達等の課題解決に取り組んでまいります。

②むつ商工会議所からの要望に対する市の対応について

要望につきましては真摯に受け止め、令和6年4月の条例施行を目指し、準備しているところであります。

4. 部活動の地域移行について

①活動場所の確保の対策はしているか

文化クラブは下北文化会館を拠点に、スポーツクラブのサッカークラブ及び柔道クラブは田名部中学校で、水泳クラブはスイミングアローズむつで活動しております。今後移行する部活動については、市施設や学校施設の利用を考えておりますが、活動場所をなるべく集約しながら生徒を安全に活動場所へ移動できるよう努めてまいります。

②学校グラウンドの照明及びむつ運動公園陸上競技場の照明を設置して欲しい

既にサッカークラブの活動場所である田名部中学校には、簡易照明器具を設置しており、今後も必要に応じ、安全面、費用面を考慮しながら検討してまいります。

(再質問) 屋外活動だけでなく、文化系活動の一部が移行しているが、現在の活動状況と今後の活動計画や活動場所について

文化クラブは下北文化会館、サッカークラブ、柔道クラブは田名部中学校、水泳クラブはスイミングアローズむつで活動しておりますが、9月1日現在で206名が加入しております。また、令和6年4月からは吹奏楽、陸上、ソフトボール、剣道、バドミントンが移行する計画となっており、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニスは今和7年の移行を予定しております。なお、活動場所やその他詳細につきましては、各団体や学校等と協議中であり、体制が決まり次第御報告いたします。

質問者 10番 村中浩明 議員

質問事項：1. 教育行政について

- (1) 児童・生徒のいじめの現状について
- (2) むつ市いじめ防止宣言フォーラムについて
- (3) 児童・生徒の不登校の現状について

質問の要点：①市内小・中学校の令和4年度のいじめの認知件数について伺いたい

②むつ市いじめ防止宣言フォーラムの趣旨とこれまでの内容を伺いたい

③令和4年度の市内小・中学校の不登校児童生徒数について伺いたい

質問事項：2. 公共施設について

- (2) 中央公民館の利用状況について

質問の要点：①中央公民館の利用団体や過去数年間の利用人数について知りたい、講堂のみの利用人数も知りたい

【答弁概略】

1. 教育行政について

①市内小・中学校の令和4年度のいじめの認知件数について伺いたい

令和4年度のいじめの認知件数は、小学校で64件、中学校で26件の合計90件であり、前年度比で小学校で11件、中学校で21件の増加となりました。加害児童生徒数は、小学校で85人、中学校で41人の合計126人であり、前年度比で73人の増加となりました。なお、認知した90件のいじめはすべて解消しているほか、本市の発生率は小・中学校とも全国平均・県平均を下回っております。

(再質問) いじめ防止のために学校や教育委員会ではどのような取組を行っているのか

各校では未然防止に向けて開発的生徒指導の充実に努めるとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、日常の子供たちの訴えやサインを敏感に受け止め、深刻な事態になる前に対処しております。また、道徳や学級活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組を進めるなど、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指しております。

また、教育委員会では、毎年11月をいじめ防止啓発月間と位置付け、市内全小・中学校の各家庭へリーフレットを配付しているほか、むつ市いじめ防止宣言フォーラムを市内各中学校ブロック毎に開催し、意識の啓発を図っております。

②むつ市いじめ防止宣言フォーラムの趣旨とこれまでの内容を伺いたい

いじめ根絶に向けた児童会及び生徒会活動に対する理解を深めるとともに、児童生徒をいじめから守るといった意識の啓発を図ることを目的とし、平成26年度から市内9つの中学校ブロック毎に実施し、今年度の田名部中学校ブロックでの開催により全ブロックでのフォーラムが終了いたしました。また、フォーラムの内容は、小中学校の日常のいじめ防止の取組発表と児童生徒による話し合いを基にした行動宣言の採択等のほか、いじめ防止テーマソングの作成や演劇発表、パネルディスカッションなど、各校の特色を活かした活動を行っております。

(再質問) 今後もフォーラムの継続を考えているのか

フォーラムは、いじめ防止に大きな役割を果たしてきましたが、今後はいじめの未然防止の観点から、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指して、いじめ防止も含めたさまざまなテーマをもとに、自校の活動や取組を紹介しながら他校の参考となる取組を学ぶことができる活動を、こども議会などで実施してまいりたいと考えております。

③令和4年度の市内小・中学校の不登校児童生徒数について伺いたい

令和4年度における不登校の児童生徒数は、小学校で24名、中学校で72名の合計96名であり、前年度比で小学校で9名、中学校で8名、合計で17名の増加となっております。全国的に不登校児童生徒数は増加しておりますが、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、青森県で2.7%、全国で3.2%に対し、むつ市は2.6%とそれらを下回る数値となっており、引き続き学校の取組を支援

してまいります。

(再質問) 不登校の要因は様々あると考えられるが、どのような対応をしているのか

各校では定期的に家庭訪問や電話連絡等を行い、学校と児童生徒、家庭とのつながりを保つための取組を行っております。また、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりや楽しくわかる授業の構築に継続して取り組んでおります。具体的には、未然防止の手立てとして、児童生徒、保護者との信頼関係づくり、居場所づくりと学習の基盤づくり、校内外の支援体制の整備、初期対応の手立てとして、校内支援会議の開催、児童生徒理解・支援シートの活用、教育相談体制の充実等を、自校の実態に応じて行っております。教育委員会では、むつ市教育相談室における教育相談・適応指導を通じて、児童生徒とその保護者及び学校への支援の充実に努めており、教育相談室では、担当指導主事及び教育相談員2名を中心に、学校や家庭と連携して支援方針を立て、自立支援相談員6名とともに、社会的自立の基盤づくりを目指した支援に当たっております。

(再質問) むつ市教育相談室以外の居場所はあるのか。

現在、むつ市教育相談室以外に不登校児童生徒を支援する施設はありません。教育委員会といたしましては、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあること、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること等に留意しながら支援していくことが重要であると考えております。

(再質問) 今後、施設（むつ市教育相談室）の整備についてどのように考えているか

教育相談室の整備につきましては、今年度も児童生徒が日常的に活動している研修室や他の部屋のカーペットの張り替えを実施するなど、児童生徒や保護者が安心して適応指導や教育相談を受けられるよう対応しております。また、京都府にある不登校児童生徒を対象とした、特別の教育課程を編成している学びの多様な学校を視察し、運営の参考としているほか、市内の施設を視察し、教育相談室として利用が可能かどうかの検討も行っているところであります。

2. 公共施設について

①中央公民館の利用団体や過去数年間の利用人数について知りたい、講堂のみの利用人数も知りたい

利用団体は、俳句、手芸、絵画、ダンス等のサークルや文化団体、社会教育団体、町内会、婦人会等多岐にわたっており、むつ☆かつ家庭クラブも調理室を利用して活動しております。利用人数は、令和元年度は、延べ37,254人、令和2年度は、延べ13,572人、令和3年度は、延べ18,154人、令和4年度は、延べ23,631人となっております。講堂の利用人数は、令和元年度は、延べ8,584人、令和2年度は、延べ3,347人、令和3年度は、延べ5,935

人、令和4年度は、延べ7,030人となっております。

(再質問) 中央公民館では、どのような講座を実施しているのか

成人教育事業として、むつ市民大学の公開講座を年10回開催しておりますほか、料理や水彩画、運動等のゼミナールを10講座、青少年教育事業として、小学生を対象としたこどもゼミナールを10回程度開催しております。

(再質問) 公民館はどのような役割を担っているのか、また、今後の行事について紹介して欲しい

公民館の役割は地域の交流の場として、情報提供や学習の機会を提供し、地域の活性化や結束を促進することであります。市民の皆様が「つどい」「まなび」「むすぶ」場としての役割を担っておりますので、今後もホームページやパンフレット等を活用しながらPRしてまいります。また、今後の事業として、12月14日に開催するむつ市民大学公開講座では、むつ市地域おこし協力隊隊員を講師とした講演を予定しております。

質問者 11番 野中貴健 議員

質問事項：2. むつ市地域文化・スポーツクラブについて

- (1) 来年度の地域移行計画について
- (2) 「むつ☆かつ」に属さないクラブの設置の可否について
- (3) 部活動の任意加入に対しての市長の所感を伺う

質問の要点：①小学校6年生の児童やその保護者に対して、来年度の移行種目について早期にお知らせしたい。

②「むつ☆かつ」に属さないクラブの立ち上げやその運営、大会参加は可能かについて問う。

③中学校部活動が任意加入になったことにより、多くの生徒が部活動に参加しないという現状が生じたが、このことに対する所感を伺う。

質問事項：3. 障がい児に対する政策について

- (2) インクルーシブ教育に対しての市の現状は

質問の要点：①現在、むつ市内の小・中学校においてインクルーシブ教育に取り組んでいる学校はあるのか伺う。

②インクルーシブ教育の成果と課題を知りたい。

【答弁概略】

2. むつ市地域文化・スポーツクラブについて

①小学校6年生の児童やその保護者に対して、来年度の移行種目について早期にお知らせしたい。

来年度は、吹奏楽、陸上競技、バドミントン、ソフトボール及び剣道の5種目を移行できるよう計画しております。

(再質問) 小学生の保護者から「むつ☆かつ」に対する情報が少ないとの声が多くあるが、先日開催した小学校6年生の児童を対象とした見学会の様子や今後の周知方法についてどのようなことを考えているのか

見学会は、11月に2回開催し、それぞれ25名、35名に御参加いただきました。アンケートでは、丁寧に指導している様子に対する安心した声や、楽しそうに活動している様子を見ることができて良かったという声をいただいております。移行の詳細については協議中であり、今後各学校において説明させていただく予定であります。

②「むつ☆かつ」に属さないクラブの立ち上げやその運営、大会参加は可能か

「むつ☆かつ」以外に、地域に自立したクラブが設立されることに関しては任意であり、既に複数の競技に係る団体が活動しております。大会参加については、各大会の参加要件に合致すれば参加が可能であるものと認識しております。

(再質問) クラブを立ち上げたがうまくいかなかった場合、途中から「むつ☆かつ」に所属することは可能か。

生徒の途中からの「むつ☆かつ」への参加は可能ですが、一競技一団体のみが大会への出場可能という要件となっておりますことから、新規クラブの受け入れはできないものと考えております。

③中学校部活動が任意加入になったことにより、多くの生徒が部活動に参加しないという現状が生じたが、このことに対する所感を伺う

学習指導要領において「部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるもの」とされているほか、青森県教育委員会の「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」にも「部活動はスポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加しするもの」とされていることから、中学校部活動は任意加入であることが明白であり、生徒の主体性を尊重するべきであると考えております。なお、部活動への所属者数は、中学1年生から3年生の男女合わせて865人、69%、むつ☆かつへの参加者数は206人、16%、いずれにも所属していない生徒数は203人、16%であります。任意制により、生徒のさらなる自主的、自発的な活動となるよう促し、持続可能な社会の担い手の一人として育てていかなければならないと考えております。生徒数の減少と高齢化による指導者不足対策等には一刻の猶予もない状況であると認識しており、生徒第一に部活動の地域移行に取り組んでいるところであります。

(再質問) 特に新しく入学する1年生については何らかの活動をしてもらいたいと考えるが、市長の考えを伺う

部活動等の加入に関しては、生徒の自主性によるものであり、小学校、中学校においては、さまざまなスポーツや文化に親しみ、様々な経験を通して子供たちが自分の好きなものを見つけ、取り組んでいくことが大事なことだと思います。その活動の手段の一つとして「むつ☆かつ」があると考えております。

3. 障がい児に対する政策について

①現在、むつ市内の小・中学校においてインクルーシブ教育に取り組んでいる学校はあるのか伺う。

②インクルーシブ教育の成果と課題を知りたい。

市内各小中学校では、インクルーシブ教育の考えを根底に置き、教育活動が展開されており、特別支援学級の児童生徒が、必要な支援を受けながら通常学級で共に学習することが日常的に行われております。また、特別支援学校の児童生徒が、居住地域の小中学校に交流籍と呼ばれる学籍を置いて居住地交流を行う「交流籍制度」を推進しており、今年度は市内小学校7校、中学校1校で実施しております。さらに、校内研修として授業のユニバーサルデザイン化を取り入れている学校も多く、実践を積み重ねております。

これらの取組により、多様性を認め合い、共に成長していこうという学級・学校集団の雰囲気醸成されております。一方で、さまざまな障がいをもった子供を含め、一人ひとりに適した指導を行うための教員の専門性を更に高めることが求められておりますことから、教育委員会といたしましても、インクルーシブ教育のさらなる充実を図り、障がいの有無にかかわらず、どの子供も可能性を最大限伸ばすことができる教育活動を推進してまいります。

(再質問) 大阪府豊中市南桜塚小学校のような、インクルーシブ教育を取り入れている学校では、周りの児童は学習面でも良い影響があると答えているが、教育委員会では今後どのように考えていくのか

市内各小中学校においては、特別支援学級を中心に個別の指導計画等を立て、一人ひとりの実態に即した支援がなされており、現在でも特別支援教育の充実が図られていると認識しております。先進事例を参考にしつつ、これまで学校がしっかりと取り組んできた経験を基盤に、多様な子供たちが安心して学ぶことができるよう、継続して特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

質問者 3番 佐藤 武 議員

質問事項：2. 市政における町内会の位置づけについて

(1) 町内会をどのように位置づけ連携しているか

質問の要点：①町内会の支援及び地域コミュニティの中心となる集会所等の増改築・修繕について

【答弁概略】

2. 市政における町内会の位置づけについて

①町内会の支援及び地域コミュニティの中心となる集会所等の増改築・修繕について

(再質問) 集会所と集会所兼中央公民館分館に違いがあり、分館は社会教育法に基づくものと考えているが、それによるメリットはあるのか

中央公民館分館は、主に中央公民館から遠い地域への公民館活動を充実させる目的で、一部の集会所を分館と定めております。メリットといたしましては、地域住民の希望に応じてさまざまな講座が開催できる点であり、健康や福祉、手工芸、郷土学習に関することなどをテーマに開催されております。

質問者 9番 富岡直哉 議員

質問事項：3. 大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高等学校教育改革について

(3) むつ市独自の検討委員会の進捗と今後の見通しについて

質問の要点：①むつ市独自の検討委員会の進捗と今後の見通しについて

【答弁概略】

3. 大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高等学校教育改革について

①予定では校舎の設計に入っていると思うが、この設計に地域の意見はどのように反映されるか。

(再質問) 予定では校舎の設計に入っていると思うが、この設計に地域の意見はどのように反映されるか。

検討会議において、事務局から市議各位の御意見等が伝えられるとともに、市産業界代表等の多くの委員の皆様から建設的な御意見を頂戴しております。こうした意見は、県教育長や教育委員へも伝えられることとなっており、今後も統合校のあるべき姿について前向きな議論が重ねられるものと考えております。今後も、長期的な視野に立ち、地域の子供たちの可能性の最大限の伸長が保障される施設・設備となるよう、県教育委員会へ強く要望してまいりたいと考えております。

質問者 12番 佐藤広政 議員

質問事項：1. 教育行政について

(1) 小中学校の給食費無償化について

質問の要点：①給食費無償化に関しての市長の所感は

【答弁概略】

1. 教育行政について

①給食費無償化に関しての市長の所感は

学校給食法において「必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費を設置者の負担とする」「その他学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とする」と定められており、法に基づいた経費負担により学校給食の運営を行っているところでありますが、現在、国や県も学校給食の無償化について検討を始めていることから、市といたしましても、子育て支援と学校の負担軽減の観点から、早期実施を目指し、国や県の動向を注視しながら検討を重ねてまいります。

(再質問) 実施の目途はついているのか

保護者負担や学校における徴収事務の軽減のため、できる限り早い実施を目指してまいります。

(再質問) 実施することに対しての障害はあるのか

学校における事務作業等の負担が増加しないよう、実施方法についてしっかり検

討することが必要であるほか、安定した財源確保が障害であると考えております。

(再質問) 財政負担はどのように考えているのか
一般財源からの負担となりますが、情報収集を行いながら活用可能な補助金等についても検討をする必要があると考えております。

質問者 1番 高橋 征志 議員

質問事項：1. 学校運営とPTAについて

(1) 「PTAの加入は自由」について

①総理大臣答弁のとおり、むつ市でもPTAの入退会は自由であるか

(2) 児童生徒への差別や不利益について

①PTA非会員の児童生徒が学校教育において不利益を被ることはあってはならないと考えるが見解を問う

②卒業記念品をPTA非会員の児童生徒に配布しないなどの差別的な扱いはあってはならないと考えるが見解を問う

(3) 学校への指導について

①PTAが任意加入であることを保護者に説明しない理由について

②任意加入であることの説明責任を果たしていないことに対する学校への指導について

質問の要点：①むつ市においてPTAの加入が自由であることについての見解は

②主に学校内において活動する団体であるPTAにおいて子供に対する差別があってはならないと考えるが見解を問う

③卒業記念品をPTA非会員の児童生徒に配布しないなどの差別があってはならないと考えるが見解を問う

④保護者へ任意加入について説明がなされていないケースがある。入学式等で学校がPTAの説明をする際は任意加入であることを説明すべきではないか

質問事項：2. 保護者から学校への寄付について

(1) 寄付採納手続きの不備について

①寄付採納の手続きが正しく行われている学校数について

②公有財産として未登録となっている寄付備品の不正リスクについて

③原因と改善策について

(2) 寄付の妥当性について

①学校への寄付は強制ではなく任意であると考えが見解を問う

②保護者の錯誤による寄付は学校が受領する寄付として妥当性を欠くと考え、見解と対応を問う

質問の要点：①寄付採納の手続きが正しく行われている学校数について

②公有財産として未登録となっている寄付備品の不正リスクについて

③原因と改善策について

④学校への寄付は強制ではなく、任意であると考えが見解を問う

質問事項：3. 学校徴収金について

(1) 学校徴収金マニュアルについて

①未整備の学校の有無について

②教育委員会による内容確認及び改善指導の有無について

(2) 学校徴収金の削減について

①学校徴収金の不適切会計への対応について

②学校徴収金の適正化により、保護者の負担を減らすことができるのではないかと考えるが見解を問う

③私費に依存した学校運営を見直すためには教育予算の拡充が必要だと考えるが見解を問う

質問の要点：①学校徴収金マニュアルの整備状況について

②学校徴収金について公費負担が可能なものについて検討してもらえないか

③検討により保護者負担が減るのではないか

質問事項：4. 学校での服装の自由化について

(1) 中学校で制服着用が義務付けられている法的根拠について

(2) 個性や多様性が求められる時代において、あえて生徒に同じ服装をさせることの教育的意義について

(3) 服装自由化と指定品廃止について

質問の要点：①制服やジャージを統一するのは個性や多様性が求められている時代においてはおかしいと思うが、法的根拠はあるのか伺いたい

②個性や多様性が求められている時代において、制服やジャージをあえて生徒に同じ服装をさせることの教育的意義を伺いたい

③制服を着たい人は制服で、私服を着たい人は私服を着るといった服装の自由化と、ジャージや靴などの指定品の廃止をすることはできないか伺いたい

【答弁概略】

1. 学校運営とPTAについて

①むつ市においてPTAの加入が自由であることについての見解は

PTAは、保護者と教職員が協力し合い、家庭と学校と地域において、子供たちの幸せのために健全育成事業を推進していく重要な社会教育関係団体であり、学校教育を支え、子供たちの成長に大きく貢献していただいているものと認識しております。なお、入退会は自由であり、加入につきましては、それぞれのPTAと学校がよく話し合い、連携しながら進めていくことが適切であると考えております。

(再質問) 教職員についても任意加入であるか

保護者と同様、任意加入であると考えております。

(再質問) 学校ではPTAを必ず設置しなければならないとなっているのか

PTAは任意団体であり、設置については義務ではありませんが、より良い教育を営むための学校への最大の応援団であり、必要であると考えております。

②主に学校内において活動する団体であるPTAにおいて子供に対する差別があつてはならないと考えるが見解を問う

PTAは、学校と保護者が協力して、児童生徒にとってより良い環境づくりを目的とした団体であると認識しておりますことから、会員、非会員により差をつけることは本来の理念から外れる行為であると思います。会員、非会員であるのは保護者であり、児童生徒ではないことから、学校教育や学校行事において、児童生徒が不利益を被ることはあつてはならないと考えております。

③卒業記念品をPTA非会員の児童生徒に配布しないなどの差別があつてはならないと考えるが見解を問う

公費負担による卒業記念品は、各学校の実態に即し、学校において決定しております。その他の記念品については、児童生徒に公平な対応となるべきものと考えております。

④保護者へ任意加入について説明がなされていないケースがある。入学式等で学校がPTAの説明をする際は任意加入であることを説明すべきではないか

PTAが任意加入であることにつきましては、一部の学校において保護者への説明が不足していたことから、今後は任意加入である説明を丁寧に行っていくよう学校へ周知してまいります。

2. 保護者から学校への寄付について

①寄付採納の手続きが正しく行われている学校数について

②公有財産として未登録となっている寄付備品の不正リスクについて

③原因と改善策について

寄付採納件数につきましては、令和4年度で延べ55件、令和5年度は現在までに延べ28件となっておりますが、寄付採納手続き及び備品登録がなされていない例もあることから、今後一律な手続きを取るよう周知・指導してまいります。また、備品登録につきましては、適切に行い、過去の分につきましても把握に努めながら速やかに対応してまいります。

④学校への寄付は強制ではなく、任意であると考えが見解を問う

寄付とは寄付を行う側の意志で自由に行うものであると認識しており、しっかりと意志の確認に努めるよう周知してまいります。

3. 学校徴収金について

①学校徴収金マニュアルの整備状況について

学校徴収金マニュアルは、全ての学校に存在しており、改正時等には教育委員会

において内容を確認しております。今後もマニュアルの整備と適切な運用に努めるよう各校へ周知してまいります。

②学校徴収金について公費負担が可能なものについて検討してもらえないか

③検討により保護者負担が減るのではないか

学校徴収金は、私費負担を原則としており、児童生徒個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として直接的利益が児童生徒に還元されるものなどで、学校活動に必要な部分を徴収しているものでありますが、保護者の過度の負担とならないように指導してまいります。

4. 学校での服装の自由化について

①制服やジャージを統一するのは個性や多様性が求められている時代においてはおかしいと思うが、法的根拠はあるのか

制服着用を含め、校則について特に法令の規定はありません。一方で、過去の判例によると、校長は社会通念上合理的と認められる範囲で、校則などにより児童生徒を規律する包括的な機能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされておりますことから、制服着用を義務とする法令がない一方で、生徒の意思を十分に尊重したうえで制服を定めることは妥当であると考えております。

②個性や多様性が求められている時代において、制服やジャージをあえて生徒に同じ服装をさせることの教育的意義を伺いたい

各学校では、これまでも道徳教育や保健体育の授業、あるいは特別活動等を通じて、人権尊重の視点から多様性を尊重し、公正で公平な社会の実現に積極的に努めようとする心や、自他を尊重する心情を育てる上で重要な、人との関わりの大切さについて指導いたしております。このように、学校におきましては個性や多様性を大切にする教育環境の構築に努めております。また、制服を定めている大きな理由は、平等な教育環境の保障であると理解しており、長期的に見て安価で堅牢な制服を定めることにより、家庭の経済状況等に左右されない公平な学習環境を提供できるものと考えております。

③制服を着たい人は制服で、私服を着たい人は私服を着るといった服装の自由化と、ジャージや靴などの指定品の廃止をすることはできないか

服装の見直しに当たっては、児童生徒の多様性や人権に十分配慮しつつ、児童会及び生徒会活動や学級活動等で話し合い、自らの学校生活を見つめ直すことで、規範意識や主体性を醸成していくことが重要であると考えております。一例として、市内のある学校において、「新制服実行委員会」を立ち上げ、社会的背景やジェンダー平等の視点から、自由化を含め学級での話し合いやパネルディスカッション、児童生徒や保護者へのアンケート調査等をもとに、制服の見直しを行っている例があります。このように、校則の内容は不変のものではなく、児童生徒や学校の実情、地域の状況や社会環境の変化等により、児童生徒の望ましい成長のために、必要に応じて見直しを行う必要があるとの前提に立ち、最終的には校長の判断で見直しが

行われるものであると考えております。ジャージや靴などの指定品につきましても、各校では入学説明会等で説明しておりますが、平等性の促進を含め、安全面・機能面・経済面を考慮して提示しております。

質問者 14番 中村正志 議員

質問事項：2. 教育行政について

- (1) G I G Aスクール構想について
- (2) 令和5年度全国学力学習状況調査の結果について
- (3) 中学生の部活動任意加入について

質問の要点：①G I G Aスクール構想の具体的な目的について

- ②急ピッチに進められたことによる弊害について
- ③タブレット端末の活用状況について
- ④今後の課題について
- ⑤調査結果を受けて、今後、具体的にいつまでに、どこをどう変えていくのか。何をやるのか。そのために何が必要か。徹底できるか。どう検証するのか。
- ⑥むつ☆かつや部活動に加入していない生徒の人数、割合は。
- ⑦加入していない生徒の放課後の過ごし方は。
- ⑧加入していないことによる、生活面、学習面にあたえる影響は。

【答弁概略】

2. 教育行政について

- ①G I G Aスクール構想の具体的な目的について
- ②急ピッチに進められたことによる弊害について
- ③タブレット端末の活用状況について
- ④今後の課題について

G I G Aスクール構想は、Society 5. 0時代に対応すべく、I C Tの活用により個別最適化された学びをすべての子供たちに提供することを目的に行われている文部科学省のプロジェクトであり、「高速大容量の校内L A Nの整備」と「1人1台の端末配備」がこのプロジェクトの主な柱となっております。当市においても、2020年度から、普通教室と体育館へのL A N整備と児童生徒への1人1台端末の配備を進め、現在は、全小中学校において配備が完了しております。一方で、タブレット端末を使用して効果的に学習を進めるには、教員の指導力向上が不可欠であることから、教員を対象とした研修会を複数回開催するなど、教員の指導力向上に努めております。

また、活用方法については、導入当初の出席停止の児童生徒を対象としたオンライン授業から、現在は考えの共有や発表のほか、デジタル教材に取り組むなど、授業形態が大きく変化してきております。さらには、体育をはじめとした実技を伴う授業のほか、集会時やアンケート調査などといった多くの場面で活用が図られております。さらに、タブレット端末の持ち帰りにより自主的にデジタル教材に取り組むなど、質の高い学習へとつながってきており、通信環境が整っていない家庭には、希望に応じてデジタル教材をインストールした端末を貸与するなど、児童生徒の学

びの保障につなげております。

今後も教員の指導力向上や授業等における活用の充実、長期休業を含めたタブレットの家庭への持ち帰りのより一層の推進等、引き続き学校と連携して進めてまいりたいと考えております。

⑤調査結果を受けて、今後、具体的にいつまでに、どこをどう変えていくのか。

何をやるのか。そのために何が必要か。徹底できるか。どう検証するのか。

今回の結果を受けて教育委員会では、これまで取り組んできた施策に加えて、本調査結果の詳細な分析を行い、各教科に対する「身に付いている力」と「育てたい力と手立て」の2項目についてまとめた資料を全小中学校に配付して説明するとともに、各学校の実状に応じた取組を進めるようお願いしております。教育委員会としましても、その学年で身につけるべき内容の定着を図り、今年度の学習内容をしっかり定着させながら次の学年へつなげることが大切であると考えております。

また、学力向上に向け、学校を支援するための取組として、今年度新たに英語検定の半額補助やミニ訪問による指導力の向上、ICT活用に向けたアプリケーションの配備などにも取り組んでおります。なお、小学5年生、中学2年生を対象に8月に実施されました「青森県学習状況調査」におきましては、青森県の平均を上回る教科等もあり、回復の兆しを感じております。

今後も、学校訪問等の機会を利用して各学校の取組状況の把握に努めながら教員への指導助言を図るなど、本市の未来を切り拓く児童生徒の育成に向け、学校間でその取組に差が生じないよう努めてまいります。

(再質問) 学力の向上に向けた個別最適化のために、タブレット端末を活用してどのように取り組んでいくのか

現在、タブレット端末を活用して問題に取り組むデジタル教材を小学校へ4教科、中学校へ5教科配備し、授業のみならず、朝自習や業間、学習タイム、家庭学習等において活用しております。今後は、個々において苦手な問題が配信されるAI機能が搭載されたデジタル教材の導入についても計画を進めており、さらに個別最適化の学びが充実するよう努めてまいります。

⑥むつ☆かつや部活動に加入していない生徒の人数、割合は。

⑦加入していない生徒の放課後の過ごし方は。

⑧加入していないことによる、生活面、学習面にあたえる影響は。

むつ☆かつや部活動に加入していない生徒の人数、割合は、令和5年9月現在において、生徒数1,274名のうち、206名がむつ☆かつや部活動に加入しており、学校部活動への加入は865名、どちらにも参加していない生徒は203名となっており、全体の約16%となっております。次に、加入していない生徒の放課後の過ごし方につきましては、各学校において、ガイダンス等を実施して把握するとともに、有意義に過ごすよう適宜指導しております。

2. 議案審議 12月21日(木)

教育委員会関係

議案第91号 指定管理者の指定について(むつ市海と森ふれあい体験館)
むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するための
ものである。

⇒12月21日(木) 原案可決

議案第97号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めること
について

むつ市教育委員会の黒木和之委員の任期が本年12月25日
をもって満了することに伴い、提案するものである。

⇒12月21日(木) 原案可決

令和 5 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について

令和 6 年 1 月 1 5 日、市内小中学校及び庁内各所属長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成 7 年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和 5 年度受賞者

感謝状 7 名

表彰状 3 1 名

●令和 5 年度表彰式

令和 6 年 2 月 1 3 日（火） 午後 3 時から

むつ市中央公民館講堂

むつ市教育委員会表彰受賞者数

表彰状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
第一田名部小学校	1	1	17	1	1		2				0
第二田名部小学校	1	8	8		1						0
苫生小学校		2	7			1			2	2	0
第三田名部小学校	12	36	6	5	4	1	1	3	2	1	▲ 1
関根小学校		1				1					0
奥内小学校		1				6					0
大平小学校	27	4	11	2	1	3	1				0
大湊小学校		3	3								0
川内小学校	1	2	1			1					0
大畑小学校	5		3	1		1					0
正津川小学校			2								0
二枚橋小学校											0
脇野沢小学校	1	1	1	1	1						0
その他団体	/	/	/	49	14	20	3	29	37	12	▲ 25
小計	48	59	59	59	22	34	7	32	41	15	▲ 26
むつ中学校	3	13	18	9	3			2	6		▲ 6
田名部中学校	81	13	120	140	72	73	26	29	43	8	▲ 35
関根中学校		2				1	1	1		3	3
近川中学校					1						0
大平中学校	10	12	16	6	16	12	4	8	5	3	▲ 2
大湊中学校	1	2	1	2	10	11	12	10	1	1	0
川内中学校		9		1			1				0
大畑中学校	7	5	2	2	3	2	1	6	2	1	▲ 1
脇野沢中学校						1					0
その他団体	/	/	/	1		1		2			0
小計	102	56	157	161	105	101	45	58	57	16	▲ 41
計	150	115	216	220	127	135	52	90	98	31	▲ 67

感謝状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
	8	13	12	11	14	13	20	12	9	7	▲ 2

報告第3号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（道路復旧） の終了報告について

令和5年2月17日付け、4文庁第4358号により文化庁長官から許可された現状変更（道路復旧）について、令和5年11月29日付け、む土維第278号でむつ市長より、文化庁長官あての終了報告が提出されたため進達した。

1 変更内容

- ・市道九艘泊源藤城線における道路復旧工事

2 実績

- ・当初計画どおり工事が完了した。

報告第4号

市指定天然記念物銀杏木の大イチョウの現状変更（剪定）終了報告 について

令和5年11月27日付け、むつ市教育委員会指令第23号で承認した現状変更（剪定）について、令和5年12月7日付けで、管理者の銀杏木地区会長より終了報告が提出された。

1. 承認内容

イチョウに隣接する車道上に伸び、下方に垂れ下がっている枝3本の剪定

2. 実績

令和5年12月4日に作業を実施。計画どおり剪定した。

令和5年度青森県学習状況調査結果報告

令和5年度青森県学習状況調査における本市の結果を報告いたします。

1 調査期日

令和5年8月30日 水曜日

2 調査対象学年

小学校第5学年及び中学校第2学年の2つの学年

3 学力検査の結果

参考資料参照

学力向上アクションプラン（案）について

令和5年度をもって青森県学習状況調査が終了となったことから、新しい学力向上アクションプラン（案）を作成しましたので報告いたします。

1 新しいアクションプラン

むつ市総合学力調査において、令和6年度からの4年間で、市全体の正答率分布を望ましい分布にします。

※望ましい正答率分布とは？

- ①下位層（40点未満）と上位層とに大きく分けられていないこと
- ②分布のピークが平均正答率と重なる曲線になっていること
（正規分布曲線になっていること）
- ③分布のピークが右側（高得点側）に移動すること

2 令和5年度の正答率分布及びアクションプランについての考え方等

参考資料参照

